



令和3年度 国民年金保険料免除申請と 納付猶予申請を受け付けます

国民年金保険料を納めることが困難なときは申請により認められると、保険料の納付が免除または猶予されます。10年以内であれば後払い（追納）もできます（2年度を過ぎると加算金がつきます）。追納しなかった場合は、老齢基礎年金の金額が少なくなりますが、受給資格期間には算入されます。
※申請は毎年必要ですが、継続申請を希望された方は下段の★の項目をご覧ください。

国民年金保険料免除申請・納付猶予申請

◆免除申請（全額免除・3/4免除・半額免除・1/4免除）

本人、配偶者、世帯主の前年所得が基準額以下の場合や、失業した場合等は、保険料の全額または一部の納付が免除になります。

ただし、3/4免除等の一部免除の承認を受けても、残りの保険料を納めなければ「全額を納めていない期間（未納）」と同じ取り扱いとなりますのでご注意ください。

◆納付猶予申請

50歳未満の方は、本人と配偶者の所得が基準額以下の場合や、失業した場合等は、保険料の納付が猶予されます（世帯主の所得は問われません）。

その他の免除制度

学生納付特例と法定免除（1級、2級の障害年金や生活保護法による生活扶助を受けている方）、産前産後免除があります。届出や申請が済んでない方は手続きにお越しください。

対象期間

免除および納付猶予の承認期間は、令和3年7月から令和4年6月までとなっております。

※不慮の事故等にあわれた後（初診日以後）に申請しても、遡って承認された期間は、障害年金等の申請に必要な納付要件に算入されませんので、申請は早めに行ってください。

申請に必要なもの

- ①年金手帳
- ②失業した方は、雇用保険被保険者離職票または雇用保険受給資格者証等（コピー可）が必要な場合あり
- ③代理人による申請は、代理人の身分証明書（運転免許証等）。委任状が必要な場合もあり

※税の申告が済んでいない方は、申告を済ませておいてください。

※令和元年からの申請が済んでいない方は、申請時点から2年1ヶ月前の月分まで遡って申請できます。

問合せ（申請場所）

市国保年金課 国民年金係 ☎ 25-1111（内線 1115、1116）

★継続申請の方はこちら

全額免除または納付猶予に該当する方は、継続申請を希望できます。

前回までの申請で継続申請を希望し、かつ全額免除または納付猶予が承認された方は、毎年の申請は必要ありませんが、次の方は申請が必要です。

【継続申請を希望し全額免除または納付猶予が承認されているが、今回も免除等申請が必要な方】

- ①失業による特例で、承認された方。
- ②免除区分を、3/4免除等の一部免除に変更したい方。

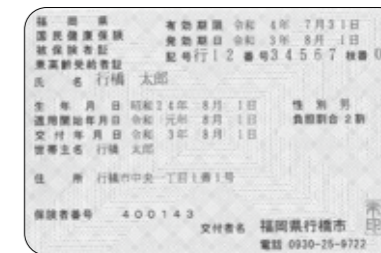
※注意 継続申請を希望していても、承認されなかった場合はその時点で継続申請は終了し、翌年度から新たに免除等申請が必要になります。また、承認されなかった年度も、一部免除等の申請はできません。

国民健康保険に加入している皆さまへ

市国保年金課 国民健康保険係
☎ 25-1111（内線 1161）

新しい保険証は簡易書留で届きます

8月1日（日）から国民健康保険被保険者証が、ピンク色へと変わります。古い保険証（薄緑色）は8月1日以降使用できませんので、各自で処分してください。



▼ご注意ください!!

- 郵便局の配達員が手渡ししますので、受取人の受領印が必要です。
- 配達時に不在の場合は、配達員が不在通知書を置いていきます。ご都合のいい日時に再配達を希望されるか、または直接郵便局でお受け取り下さい。

不在通知書を受けた後、郵便局への連絡が遅れるなどして、郵便局での保管期間が過ぎた場合、保険証は市役所に返送されます。保管期間経過後は、身分が確認できるもの（免許証等）と印鑑（認印）、別世帯の方がお越しになる場合は世帯主からの委任状を持参のうえ、市役所東棟1階国民健康保険係まで受け取りに来てください。

※国民健康保険税のお支払いが遅れている方については、短期保険証、資格証明書（10割負担後、償還手続きを要する証）が送られる場合があります。

《75歳からは後期高齢者医療へ》

75歳のお誕生日を迎えられる方は、誕生日から後期高齢者医療制度に変わるため、保険証が変わります。お手続きは必要なく、新しい保険証は誕生月の前月に郵送で届きます。

70歳になる方の負担について

年度途中で70歳の誕生日を迎えられる方は、誕生日の翌月1日（1日が誕生日の方はその月）から、医療機関等がかかった医療費の2割（前年の所得が一定以上※の方は3割）の負担で診療を受けることができるようになります。

このため、保険証の有効期限が誕生日月の月末（1日がお誕生日の方は前月の月末）までとなっております。

ます。誕生日月の下旬（1日が誕生日の方は前月の下旬）に国民健康保険被保険者証兼高齢受給者証（ピンク色）を簡易書留にて郵送しますので、翌月からはそちらで受診してください。
※同一世帯の中に、一定以上の所得（住民税課税所得145万円以上）がある70歳～74歳の国保被保険者がいる人をさします。

国民健康保険限度額適用認定証、国民健康保険限度額適用・標準負担額減額認定証が8月に更新となります

現在の国民健康保険限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証（以下、限度額証）の有効期限は、令和3年7月31日となっております。

限度額証をすでにお持ちの方で、8月1日以降も必要な方は、再度申請が必要です。申請の際は、**8月2日（月）以降**に市国保年金課（東棟1階⑨番窓口）までお越しください。

■限度額証の交付申請に必要なもの

- ・世帯主および限度額証が必要な方のマイナンバーが分かるもの
- ・来られる方の身分がわかるもの（免許証など）
- ・（別世帯の方が来られる場合）世帯主からの委任状

※限度額証の適用日は申請月の1日まで遡りますので、8月中に申請していただければ、8月1日から最長令和4年7月31日まで有効な限度額証を交付いたします。

- 70歳未満の国民健康保険の加入者については、申請時点で、国民健康保険税の滞納がない世帯が対象です。
- 70歳～74歳までの方については、以下の適用区分に該当する世帯の方が限度額証の交付対象となります。

▶適用区分が住民税非課税Ⅰ・Ⅱの世帯

▶適用区分が現役並みⅠ・Ⅱの世帯（窓口負担割合が3割の世帯のうち、住民税課税所得が145万円～690万円の世帯）

※所得区分が一般の世帯（窓口負担割合が2割世帯のうち、住民税課税世帯）および、現役並みⅢ（窓口負担割合が3割世帯のうち、住民税課税所得が690万円以上）の世帯の方は、被保険者証のみを医療機関に提示することで、医療費の支払いが一定額まで抑えられますので、**限度額証の交付申請は不要**です。